

東京都薬剤師国民健康保険組合第3期特定健康診査等実施計画の概要

平成30年9月27日理事会承認

序章 計画策定にあたって(計画書P1～)

■ 計画策定の背景及び趣旨

内臓脂肪型肥満いわゆるメタリックシンドロームに着目し、健診により生活習慣病の発生リスクの高い者を早期に発見し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目標とする。

■ 計画の性格

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項の「特定健康診査等基本指針」に基づく当組合が策定する計画である。

■ 計画期間

平成30年度から平成35年度の6年間

第1章 達成目標(計画書P2)

■ 本計画の目標値は以下のとおり

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 (国の目標値) |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 特定検診受診率 | 40% | 45% | 50% | 55% | 65% | 70% |
| 特定保健指導利用率 | 5% | 10% | 15% | 20% | 25% | 30% |

第2章 特定健康診査等の対象者数(計画書P2)

■ 特定健診・特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病の予防に着目した効果的、効率的に実施するため、次の取組を強化する。

- (1) 健診受診の動機付け方策の強化
- (2) 健診未受診者の把握の強化
- (3) 健診結果から保健指導へのポイントを確立し、保健指導を徹底
- (4) 医療費適正化に寄与する効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価

■ 年度末対象者の見込

| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査 | 対象者数 | 3,861 | 3,861 | 3,861 | 3,861 | 3,861 | 3,861 |
| | 実施者数 | 1,544 | 1,737 | 1,931 | 2,124 | 2,510 | 2,703 |
| 積極的支援 | 対象者数 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | 実施者数 | 2 | 4 | 6 | 8 | 10 | 12 |
| 動機付け支援 | 対象者数 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| | 実施者数 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 |

※対象者数は、平成30年度対象者数で固定し、計画目標受診率で実施者数を推計した。

第3章 特定健康診査等の実施方法(計画書P3)

対象者、実施場所、健康診査項目、実施時期、委託先、周知・案内方法、事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法、受診方法、自己負担額、特定健康診査データの保管・管理方法、受診率向上のための方策などを定め計画的な取組を行う。

第4章 個人情報の保護(計画書P8)

特定健康診査・保健指導の実施にあたって得られる健康情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドラインに定める役職員の義務について周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止に注意を払う。

第5章 特定健康診査実施計画の公表・周知(計画書P9)

高齢者の医療の確保に関する法律第193条3項に基づき、実施計画を広報誌、ホームページ等に掲載する。

第6章 特定健康診査実施計画の評価及び見直し(計画書P9)

計画で設定した目標値の達成状況、経年変化の推移等を定期的に評価し、実施後の成果の検証を行う。また、評価の結果を活用し、実態に即した効果的な計画となるように必要に応じて見直す。